



法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約（当該投資事業有限責任組合契約において當むことを約する事業において取得し、又は保有するイから二までに掲げるものについて、当該投資事業有限責任組合契約においてその銘柄を特定しているものを除く。）に基づく権利（同法第二条第二項に規定する有限責任組合員として有するものに限る。）に係るものに限る。（以下この号において同じ。）及び金融商品取引法第二条第二項第六号に掲げる権利（同項第五号に掲げる権利に類するものに限る。）であつて、同項の規定により有価証券とみなされるもの

イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律  
第三条第一項第一号に規定する株式会社の設立に際して発行する株式及び企業組合の設立に際しての持分

ロ 投資事業有限責任組合契約に関する法律  
第三条第一項第二号に規定する指定有価証券（次に掲げるものに限る。）

ハ 投資事業有限責任組合契約に關する法律  
第三条第一項第三号に規定する指定有価証券（次に掲げるものに限る。）

（1） 金融商品取引法第二条第一項第六号に掲げる出資証券

（2） 金融商品取引法第二条第一項第七号に掲げる優先出資証券

（3） 金融商品取引法第二条第一項第八号に掲げる優先出資証券及び新優先出資引受け権を表示する証券

（4） 金融商品取引法第二条第一項第九号及び（1）から（3）までに掲げる有価証券並びに（5）に掲げる権利に係る同項第十九号に規定するオプションを表示する証券及び証書

（5） （1）から（3）までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券（ハ（1）から（5）までに掲げるも

ニ 投資事業有限責任組合契約に關する法律  
第三条第一項第十一号に規定する外國法人の発行する株式、新株予約権及び指定有価証券（ハ（1）から（5）までに掲げるも

のに限る。)並びに外国法人の持分並びにこれらに類似するもの

四 法第二十一条第一項第一号に規定する標準物(第十三条第一号において「標準物」といふ。)

前項第一号及び第二号に掲げる有価証券(国債証券及び国債証券に表示されるべき権利であつて、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるものを除く。)を取得する場合においては、応募又は買入れの方法により行わなければならぬ。

(投資一任契約)

第十一條 法第二十一条第一項第三号ハの政令で定める投資一任契約は、管理運用法人が金融商品取引法第二条第八項第十二号ロに規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものとする。

(有価証券の貸付け)

第十二条 法第二十一条第一項第五号の政令で定める有価証券は、金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券(同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。)とする。

法第二十一条第一項第五号の政令で定める法人は、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を除く。)に行う者(同法第二十九条の四の二第二項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。)に限る。)、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令(昭和五十八年政令第一百八十一号)第一条の二第三号に掲げる者とする。

(債券オプション)

第十三条 法第二十一条第一項第六号の政令で定める権利は、次のとおりとする。

一 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において債券(標準物を含む。)の売買契約を成立させることができる権利

二 債券の売買契約において、当事者の一方が受渡日を指定できる権利であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当

該取買契約が解除されるもの（外国で行われる取引に係る売買契約に係るもの）を除く。）  
**第十四条** 法第二十一条第一項第八号の政令で定める権利は、当事者の一方の意思表示により当事者間ににおいて外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引を成立させることができるとする権利（金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第三号に掲げる取引に係るものに限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同条第二十一項第三号に掲げる取引に類似するものに限る。）に係る権利を除く。）とする。  
(デリバティブ取引)  
**第十五条** 法第二十一条第一項第九号の政令で定めるデリバティブ取引は、金融商品取引法第二十八条第八項第三号ロ、第四号ロ及び第五号ロ（同項第三号ロに掲げる取引に類似する取引に係るものに限る。）に掲げる取引のうち、同法第二条第八項第十一号イに規定する有価証券指標（株式に係るものに限る。）に係るものとすらる。

（二）国民年金勘定 当該損失の額から前号に定める額を控除して得た額

（控除する額の算定方法）

**第十八条** 法第二十五条第四項の規定により控除する額は、毎事業年度、年金特別会計の国民年金勘定又は厚生年金勘定の收支状況を基礎として定めるものとする。  
（納付金の納付）

**第十九条** 管理運用法人は、法第二十五条第四項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）を納付しようとするときは、あらかじめ、国庫納付金の計算書に、当該国庫納付金に係る同項の残余が生じた事業年度の年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他該当国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（附 則 抄  
施行期日）

**第一条** この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第八条までの規定は、公布の日から施行する。  
（長期借入金の償還）

**第二条** 法附則第一条第一項の長期借入金の償還の方法は、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める。

2 法附則第二条第二項の政令で定める額は、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める額とする。

（国が承継する資産の範囲等）

**第三条** 法附則第三条第二項の規定により国が承継する資産は、厚生労働大臣が定めるところ

2 前項の資産は、厚生労働大臣が定めるところにより、厚生保険特別会計年金勘定、船員保険特別会計又は国民年金特別会計国民年金勘定に帰属する。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定により資産及び当該資産の帰属する会計を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

4 第二項の規定により国が厚生保険特別会計年金勘定、船員保険特別会計又は国民年金特別会計国民年金勘定において現金を承継する場合においては、当該現金は、それぞれ厚生保険特別



<p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この政令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年十二月十九日。以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> <b>（平成二〇年五月二一日政令第一八〇号）抄</b></p> <p><b>（施行期日）</b> この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> <b>（平成二〇年九月二十四日政令第二三七号）抄</b></p> <p><b>（施行期日）</b> この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> <b>（平成二〇年九月二十四日政令第二九九号）</b></p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> <b>（平成二七年三月三一日政令第一二七号）</b></p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> <b>（平成二七年五月一五日政令第二三三号）抄</b></p> <p><b>（施行期日）</b> この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。</p> <p><b>附 則</b> <b>（平成二七年九月九日政令第三二〇号）抄</b></p> <p><b>（施行期日）</b> この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> <b>（平成二八年一二月二六日政令第三三九一号）</b></p> <p>この政令は、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定（同法第五条中年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第二百五号）第二十一条第一項第三号の改正規定（同号イ中「第八号」を「第九号」に改める部分を除く。）及び同法第二十二条第二号の改正規定に限る。）の施行の日（平成二十九年三月一日）から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> <b>（平成二九年九月二一日政令第二四四号）</b></p> <p><b>第一条</b> この政令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> <b>（平成二九年九月二二日政令第二四八号）</b></p> <p><b>（施行期日）</b> この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> <b>（平成三十一年二月二一日政令第三四号）</b></p> <p><b>（施行期日）</b> この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p><b>第二条</b> この政令による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（以下「新令」という。）第八条（第四号、第七号及び第十一号に係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる年金積立金管理運用独立行政法人法（以下「法」という。）第十七条の二の規定による届出について適用し、施行日前にされた同条の規定による届出については、なお従前の例による。</p> <p>施行日前における管理運用法人役職員（法第十五条第一項に規定する管理運用法人役職員をいう。以下同じ。）としての在職中に、再就職する金融事業者（法第九条第二項第一号に規定する金融事業者をいう。以下同じ。）に対し、再就職を目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該再就職先の金融事業者の地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求した法第十七条の二に規定する者に対する新令第八条の規定の適用については、同条第四号中「早い日」とあるのは、「早い日（年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第三十四号）の施行の日以後の日に限る。）」とする。</p> <p>施行日前に離職後の就職の援助（最初に管理運用法人役職員となつた後に行われたものに限る。）を受けた法第十七条の二に規定する者に対する新令第八条の規定の適用については、同条第十一号中「後に」とあるのは、「後であつて、かつ、年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第三十四号）の施行の日以後に」とする。</p>
--	---